

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	阪神高速グループCSマインド醸成支援業務（平成29年度）
2 業 者 名	株式会社昭通 大阪支社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速グループ全体でのCSマインド醸成のため、「阪神高速グループCS行動指針等企画及び支援業務（平成27年度）」（以下「H27年度業務」という。）及び「阪神高速グループCS行動指針を活用したCSマインド醸成支援業務（平成28年度）」（以下「H28年度業務」という。）に引き続き、阪神高速グループの更なる「徹底したお客さま目線」の向上やCSマインドの醸成、CS行動の生成・促進を目指して、各種施策の検討のための基礎資料等の作成やCSマインド醸成に係る企画運営・支援・コンサルティングを行うものである。また、平成28年度業務において実施した「徹底したお客さま目線」によるCS行動の推進に係るワークショップを基に企画運営を行うものである。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、「徹底したお客さま目線」によるCS行動の推進に係るワークショップの成り立ちや込められた意味、及び阪神高速グループが目指すべき理想像について、当グループと同一の解釈のもと、CSマインドの醸成、CS行動の生成・促進に係る各種施策の検討を行う必要がある。</p> <p>株式会社昭通は、H27年度業務及びH28年度業務を受注した実績から、「徹底したお客さま目線」によるCS行動の推進に係るワークショップの実施経緯や取りまとめ作業を行ったため、阪神高速グループが目指すべき「徹底したお客さま目線」によるCS行動のあり方や阪神高速グループが目指すべき理想像について、当グループと同一の解釈をもって業務に参画し、正しく当グループ社員へCSマインドの醸成支援やCS行動の生成・促進に係るコンサルティングを行うことができる。</p> <p>よって、同社は、他社よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	